

2026 年 3 月 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF） 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議が、2026 年 3 月 30 日及び 31 日に英国（ロンドン）にて開催された¹。ASAF 会議の主な内容は、次のとおりである。

2026 年 3 月 ASAF 会議出席メンバー

（ASAF メンバー）

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟（PAFA）	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）	Helena Simkova 他
企業会計基準委員会（ASBJ）	川西委員長、紙谷副委員長、 矢野常勤委員
中国財政部会計司（MOF-ARD）	Jie Xue
オーストラリア会計基準審議会（AASB）及びニュージーランド報告審議会（XPB）	Keith Kendall、 Carolyn Cordery 他
サウジ勅許職業会計士協会（SOCPA）	Gihad Alamri 他
エフラグ（EFRAG）	Vincent Papa 他
フランス国家会計基準局（ANC）	Robert Ophèle 他
ドイツ会計基準委員会（DRSC）	Sven Morich
イタリア会計基準設定主体（OIC）	Tommaso Fabi 他
英国エンドースメント審議会（UKEB）	Paul Lee 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ（GLASS）	Carlos Valle 他
カナダ会計基準審議会（AcSB）	Armand Capiscioltto 他
米国財務会計基準審議会（FASB）	Hillary Salo 他

（IASB 参加者）

Andreas Barckow 議長（ASAF の議長）、Linda Mezon-Hutter 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

¹ 一部の ASAF メンバーはウェブ会議で参加。

2026 年 3 月 ASAF 会議の議題

議 題	予 定 時 間	実 際 時 間	参 照 ペ ー ジ
リスク軽減会計	90 分	85 分	3
持分法	60 分	70 分	11
キャッシュ・フロー計算書 — SAICA のプレゼンテーション	45 分	50 分	17
キャッシュ・フロー計算書及び関連事項	75 分	80 分	20
財務諸表とサステナビリティ開示との間のつながり	90 分	90 分	28
公正価値オプションの修正（IAS 第 28 号）	45 分	35 分	31
引当金 — 的を絞った改善	60 分	65 分	35
IFRS 第 9 号の適用後レビュー — ヘッジ会計	75 分	45 分	40
IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー	60 分	50 分	46
IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に従った純損益計算書における税金及び関連する金額の表示	45 分	60 分	49
IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」	45 分	40 分	53
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	15 分	15 分	57

今後の日程(予定)

2026 年 7 月 6 日及び 7 日（ロンドン）

ASAF 会議への対応

- 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか ASAF 対応専門委員会、金融商品専門委員会、リース会計専門委員会、IFRS 適用課題対応専門委員会及びディスクロージャー専門委員会において検討を行った。

II. リスク軽減会計

議題の概要

3. 国際会計基準審議会（IASB）は、2025 年 12 月 3 日に公開草案「リスク軽減会計 — IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表している（コメント期限は 2026 年 7 月 31 日）。本セッションでは、本公開草案の概要を提供し、ASAF メンバーに修正案に関して質問する機会及び見解を共有する機会が提供された。
4. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
 - (1) 本公開草案における提案に関して質問はあるか。
 - (2) ASAF メンバーの法域における利害関係者による関与の水準及び利害関係者の議論における重点分野について初期的なフィードバックはあるか。IASB の教育及びアウトリーチの取組みにとって優先領域は何であるべきと考えるか。
 - (3) 本公開草案における提案について、次のことを含めて、初期的な見解はあるか。
 - ① 企業が金利改定リスク管理活動に関する有用な情報を提供する結果となる可能性があるかどうか
 - ② 適用への主要な実務上の課題
 - ③ 潜在的な意図しない帰結があるか

ASAF 会議での議論の概要

5. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（全般的な意見）

- (1) 我々の地域の関係者からは、リスク軽減会計（RMA）に関する検討が進行していることを歓迎する意見が聞かれている。
- (2) リスク管理と財務報告の整合性を高めるための修正案を歓迎する。

（利害関係者による関与の水準及び利害関係者の議論における重点分野についての初期的なフィードバック）

利害関係者の関与

- (3) 我々の地域における一部の法域からは、RMA の採用に関心を持っているのは主に銀行であると聞かれた一方、他の法域からは保険会社からの強い関心も聞かれている。また、他の企業からは、RMA を他のリスクに拡張できるかについての関心が聞かれた。
- (4) 重要な判断を伴う領域、現在のヘッジ会計モデルと比較した RMA モデルの便益についての説明、銀行や保険会社が用いているさまざまなリスク管理戦略の組み込み等を優先して教育すべきと考える。
- (5) 我々の法域においては、銀行、保険会社及び商品取引事業者が本公開草案に関心を寄せている。主な関心事項としては、モデルの適用範囲の拡張性、拡張時期などが挙げられている。
- (6) 我々の法域において、規制当局も利害関係者であり、動向に非常に強い関心を持っている。他の法域でも、規制に関する要件や報告義務が存在し、法域によって経緯が異なると考える。
- (7) 我々の法域において、本公開草案への関与の必要性は、銀行及び保険会社並びに会計及びリスク管理に関与する利害関係者の間で広く受け止められ、特に保険会社の関心が寄せられている。
- (8) 我々の法域において、保険会社はこのモデルに関心を示している。
- (9) IASB が提供する情報は非常に有益であり、要求事項の情報共有及びモデルへの理解が十分に進んでいる。加えて、銀行や保険会社の関与度も高い。
- (10) 我々の法域において、IASB によるアウトリーチ及び本公開草案に関する説明セッションは有益であり、多くの参加者から好評を得た。銀行や保険会社の関与の水準は高い一方、非金融業界の関心は低い。
- (11) 我々の法域では、非常に大規模な銀行・金融セクターがあるため、RMA に対する関心が極めて高い。
- (12) 規制上の影響や資本への影響について、特定の資産や負債と紐づかないリスク管理に係る調整額を世界各国の規制当局が銀行の観点でどのようにとらえているか関心がある。
- (13) 保険会社について、IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）において、金融資産の再指定に伴い純損益を通じて公正価値（FVPL）で測定することを選択した企業は RMA に対して関心がないと考えられる。その他の包括利益を通じて公正

価値（FVOCI）で測定することを選択した企業は、銀行と同様に金利リスクを管理しており、RMA が潜在的に役立つと考えている。

(14) 我々の法域では、限られた企業のみが RMA を検討している。

(15) 我々の法域では、RMA に対する関心は高いものの、域内の企業がフィールド・テストを実施するかは不透明である。

（本公開草案に対する提案）

概念フレームワークからの離脱

(16) 概念フレームワークからの離脱に関する説明について、本公開草案の結論の根拠 BC92 項では非常に簡単な説明にとどまっているため、より詳細に説明する必要がある。

(ASBJ)

(17) 概念フレームワークからの離脱が生じる部分を特定し、その根拠を非常に明確に説明できることが重要である。

(18) 概念フレームワークからの離脱については、既存の慣行に固執すれば会計上の解決策が最適にはならないと判断した限界点を反映しているものである。（IASB Barckow 議長）

要求払預金

(19) 要求払預金の一部分について、本公開草案の IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）B7.2.2 項及び BC42 項で言及されているとおり長期固定金利の金融負債と考える可能性がある一方、本公開草案の IFRS 第 9 号 B7.2.4 項及び設例 24 では、再調達部分は変動金利エクスポージャーとされている。両ガイダンス及び設例の関係性について明確化を提案する。（ASBJ）

二重計上の懸念

(20) 一部の関係者からは、二重計上の懸念について意見が聞かれており、明確化が必要であると考ええる。

(21) 金融資産の再指定に伴い、FVOCI で測定される金融資産について、原資産の測定とリスク軽減調整額の測定の関係性に関する見解が利害関係者により異なり、一部の関係者から二重計上があるとの意見が聞かれている。この点について、誤解を避けるため、教育的な取組みを通じて説明を行うべきである。

(22) 金融資産を FVOCI で認識している保険会社について、損益計算書を通じた二重計上がなされることになるのではないかと懸念している。

(23) OCI オプションを保険の観点から議論している場合、二重計上に関する懸念は理解できる。しかし、RMA はデリバティブに関する損益の認識を先送りしているものであり、原資産に関する損益を二重に計上しているものではない。二重計上に捉え得る状況は多岐にわたると考えられるため、事例や意味を明確にしていきたい。(IASB スタッフ)

適用範囲

(24) RMA は特定の金融商品のサブセットに適用可能か、会計単位は何か、ポートフォリオを同じ金利ベンチマークに基づいた複数のサブ・ポートフォリオに分割できるかなど、適用範囲について明確化を求める声があった。

(25) RMA モデルはオーバーレイモデルではあるものの、異なる測定属性を RMA モデルに反映することができることが重要である。この点は、この基準が業種中立的なものとなることを確保する上で重要である。すなわち、保険会社やその他の企業がその基礎ポートフォリオにおいてどの測定属性が支配的であるかにかかわらず、適用できるようにすることが重要である。

(26) リスク管理の実務で採用されている指標によっては、グループ内金融商品や資本性金融商品など、リスク管理では考慮されている項目が RMA モデルから除外され、リスク管理の実務とモデルが整合しないこととなる場合がある。

(27) IASB の教育及びアウトリーチの取組みにとって優先領域としては、適用範囲が考えられる。FVOCI や FVPL の金融商品、ファイナンス・リースといった金融商品の種類が対象となるか、及びどのような種類のリスクが対象となるかについて、銀行や保険会社から意見が寄せられている。

(28) 関係者から、適用範囲について、RMA モデルはリスク管理の実務と十分に整合していないとの意見が聞かれた。資本に関する概念上の問題及び資本の適用範囲からの除外や、金利リスクに限定される点について課題と認識している。

開示

(29) 特定の情報の商業的機密性や、多大なデータ収集や高い導入コストが必要となる最低限の要求事項に懸念がある。

- (30) 開示要求は負担が大きいと考えられ、一部の情報は商業的に機密性が高い可能性があると考えられる。このため、モデルの適用要件を満たしながらも本モデルの適用を選択しない企業に対し、本モデルを適用する企業と同様に開示要求を緩和できるかとの質問があった。
- (31) 本公開草案では、適格な企業がモデルを任意に適用することを認めている一方で、モデルを適用しないことを選択した企業に対しては追加的な定性的な開示を義務付けている。関係者からは、この開示要求の必要性和、作成者への潜在的な影響について慎重に検討すべきであるとの意見が聞かれている。
- (32) 銀行業務の観点や開示の観点から、金利感応度に関する開示について注目している。我々の法域においては、当該開示に関して投資家ニーズに十分に合致していないとの意見が絶えず寄せられており、投資家側のフィードバックに関心がある。
- (33) 関係者からは、モデルが任意適用であるため企業間の比較可能性が低下することに関する懸念及びモデルが複雑であるため投資家が開示情報を理解することに関する懸念が聞かれた。
- (34) RMA の適用が任意であること及び専門的判断が求められる水準を考慮し、修正案が整合性や比較可能性に与える影響を議論している。

設例・ガイダンス

- (35) 一部の関係者からは、正味金利改定リスク測定に関するガイダンスを求める意見が聞かれた。
- (36) 利害関係者から、ベンチマーク・デリバティブの構築、プレミアムの授受、正味金利改定リスク・エクスポージャーの変動及び予想外の変動の対処方法について説明が不足しているとの意見が聞かれた。
- (37) モデルの複雑さを考慮し、「予想される金利改定日」の推定や「予想外の変動」の特定、リスク軽減調整額の償却など、専門的な判断を要する会計の要求事項に関するガイダンスの追加を推奨する。また、異なるシナリオにおける本モデルの適用例として、包括的で分かりやすい設例をガイダンスに追加していただきたい。
- (38) 適用範囲が限定的である一方、処理が複雑であるため、モデルの理解を深めるための事例を開発いただきたい。
- (39) 技術的な複雑さから導入に課題があり、コストも高額になるため、財務諸表作成者が

モデルをより理解できるガイダンスや具体例を提供していただきたい。

- (40) より包括的で現実的な設例を求める一方で、組織によってリスク管理方法は異なるとの意見もあり、誰もが納得できる具体例やあらゆるケースを網羅した設例の提示は困難と考える。また、複雑な例示は理解を妨げる要因になり得る。(IASB Mezon-Hutter 副議長)

その他の事項

- (41) 「リスク軽減調整額」との名称や貸借対照表に表示される金額について、一部の利用者に混乱が生じており、別の表現に変更することを提案する。
- (42) RMA が IFRS 第 17 号における保険商品の「リスク軽減オプション」を置き換えるのか、又は共存するののかという点について、保険会社から質問が聞かれた。

(移行に伴うコスト)

- (43) 我々の法域のすべての銀行が IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」(以下「IAS 第 39 号」という。)を適用しており、その前提でシステムが構築・設計されていることを考慮すると、導入に伴う一定の投資とコストが必要となるため、IAS 第 39 号からの移行は慎重に検討していただきたい。
- (44) ほぼすべての銀行が欧州の適用除外条項を適用した IAS 第 39 号を採用しており、新モデルの導入コストを懸念している。
- (45) 現在使用しているヘッジ会計に関するシステムの構築に多大なコストが生じているため、本プロジェクトに伴うコスト負担に見合う本プロジェクトの優位性を明確化する必要があると考える。このため、この新しいモデルがどのように評価されるのかを理解したい。
- (46) モデルが複雑であるため、IAS 第 39 号を適用している中小銀行が RMA を運用することに問題が生じる可能性がある。
- (47) 利害関係者は、IAS 第 39 号が廃止され、リスク管理を完全に反映しないモデルへの移行が避けられないことを懸念していると考ええる。
- (48) IAS 第 39 号が廃止され、2 つのモデルを並行して運用するつもりはないという意図が伝わっていない懸念がある。(IASB 理事)
- (49) IAS 第 39 号が廃止となった場合、RMA モデルの範囲に含まれない企業に対する影響に

ついて懸念している。

(50)多くの銀行や企業が IAS 第 39 号を適用しており、移行にはかなり余裕のある期間が必要である。

(51)最終的な目標が IFRS 第 9 号の下で単一のモデルのみを持つことであるならば、いつ IAS 第 39 号を廃止すべきかという点は重要であり、難しい論点である。

(52)適用範囲に関する情報、例えば、本公開草案でカバーされていない為替やその他の事項について情報を提供していただきたい。また、RMA への移行をどのように進めるのが最善か、及び移行の準備が整った際に移行することが何を意味するのかについての情報を提供していただきたい。(IASB Mezon-Hutter 副議長)

(フィールド・テスト)

(53)我々の法域の関係者からは、フィールド・テストについて、かなりコストが発生するため、投資する価値があるか確信が持てないとの意見が聞かれた。

(54)業務上の複雑さやシステム変更の必要性、文書化について懸念しており、フィールド・テストのフィードバックに関心がある。

(55)我々の地域においてフィールド・テストを計画する企業の把握を進める中で、関係者から、7 月末のコメント期限に対する時間的制約が相当大きいとの意見が聞かれた。

(56)IAS 第 39 号を多く利用しているのは、大手銀行よりも中小銀行であり、大手銀行のフィールド・テストのみでは、フィードバックが不足する可能性がある。各法域又は地域において、該当する中小銀行を特定し、フィードバックを得られるようお願いしたい。(IASB 理事)

(その他)

(57)金利改定リスクに関する情報を提供する点は非常に有益である。我々の地域における実務の課題として、金融市場が十分に成熟しておらず、ベンチマークとなるデリバティブの識別が困難であることが挙げられる。また、インフレ率の上昇や預金需要などの市場における需給の偏りにより生じるボラティリティも懸念している。

(58)我々の地域の関係者から、長期ベンチマーク金利の利用可能性が限られており、デリバティブ市場がやや未発達な市場における導入について、具体的な懸念が示された。

(59)我々の地域の関係者から、RMA が保険会社のリスクプロファイルを正確に反映できな

い可能性があるため、本プロジェクトを IFRS 第 9 号のヘッジ会計及び IFRS 第 17 号の適用後レビュー（以下「PIR」という。）と調整する必要があるとの意見が聞かれた。

(60) 我々の法域では、本公開草案が IAS 第 39 号におけるマクロヘッジ会計の要求事項と比較して改善につながるかについて検討している。また、利用可能な会計基準の選択肢は、1 つとなることが望ましい。

(61) 現在作成中のコメント・レター案では、6 つの論点を提示する予定である。その論点は、概念フレームワークとの関係、一部の企業において RMA がリスク管理戦略と完全に整合せず大きな変更が必要になっている点、RMA が投資家にとって有用な情報を提供するか、金利改定リスク管理活動を行っている保険会社や大規模な財務部門を有する企業などの銀行以外の企業にも適用可能か、リスク軽減調整額の超過額についての論点及び RMA 導入に向けた移行期間を予定している。また、フィールド・テストに合わせてコメント提出期限の延長を要請する可能性がある。

(62) 資本の特徴を有する金融商品のプロジェクトで我々の法域における追加 Tier 1 資本がどのように分類されるかは、基礎ポートフォリオに含めることに適格かどうかという点において重要であると考えられる。

(63) 日常的に複雑なリスク管理活動を行っており、状況が頻繁に変化している場合、その会計処理が極めて単純明快であるとは期待できないため、複雑性について議論する際には、リスク管理のために複雑な手法を採用することで生じる複雑性と、モデルそのものがもたらす複雑性を区別しておく必要がある。（IASB スタッフ）

III. 持分法

議題の概要

6. IASB は、2024 年 9 月に公開草案「持分法会計－IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202X 年改訂）」（コメント期限：2025 年 1 月 20 日）（以下「ED」という。）を公表し、現在は ED の提案に対するフィードバックを踏まえた再審議を進めている。
7. 本セッションでは、関連会社との取引から生じた利得及び損失に関する提案について行われた追加の作業からのフィードバックのうち、次の 2 つの側面について議論し、ASAF メンバーの法域からの証拠の提供を求めることが目的とされていた。
 - (1) 関連会社との取引から生じた利得及び損失に関する提案が財務諸表利用者に与える影響
 - (2) 連結財務諸表を作成するにあたって、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）の適用のために、投資者が関連会社から情報を入手する能力
8. ASAF メンバーに対する質問は次のとおりである。
 - (1) ASAF メンバーの法域から、財務諸表利用者が、連結財務諸表における当期の企業集団の営業損益ではなく、当報告期間の親会社の株主に帰属する純損益に焦点を当てている証拠はあるか（セグメント業績の開示及び他の任意の開示が親会社の株主に帰属する純損益を使用している場合を含む。）。
 - (2) IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」（以下「IFRS 第 12 号」という。）は、共同支配企業又は関連会社に関して表示した要約情報と財政状態計算書における当該投資の帳簿価額との調整表を提供することを企業に要求している。ASAF メンバーの法域に関して、次の質問に回答されたい。
 - ① この調整表の一部として、企業は制限された利得及び損失に関する情報を開示しているか。
 - ② 制限された利得又は損失に関する情報が開示される場合、財務諸表利用者はこの情報をどのように利用するか。
 - ③ 制限された利得又は損失に関する情報が開示されない場合、その情報は財務諸表利用者に有用となると考えるか。
 - (3) 関連会社及び共同支配企業との取引に係る利得及び損失を制限するにあたり（IAS 第

28号を適用する際)、持分法投資からの収益(income)を修正している企業もあれば、損益計算書の科目(収益(revenue)及び売上原価など)を修正している企業もあると理解している。ASAFメンバーの法域において一般的な実務は何か(もしあれば)。

- (4) ASAFメンバーの法域の投資者は、共同支配企業又は関連会社からIAS第28号の要求事項に準拠するための情報を入手することに困難を感じているか。その場合、当該情報にアクセスする際の課題は何か。

ASAF 会議での議論の概要

9. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(本議題全般に関して)

- (1) 制限された利得及び損失の全額認識の提案(以下「本提案」という。)については中国と日本が反対している。また、米国会計基準においてもそのような利得及び損失の消去が要求されている。これらの法域が世界の資本市場で占める割合は大きく、IFRS会計基準が世界の資本市場に効果的に貢献できるようにするために、本提案については慎重に再検討することを提案する。本プロジェクトの目的は、根本的な見直しを行うことなく、適用上の疑問点に回答することであることを改めて強調したい。
- (2) 作成者だけではなく、規制当局、投資家及び債権者等の利害関係者もすべて考慮する必要がある。本提案は作成者のコストを低減するかもしれないが、他の利害関係者のコストを増加させることになる。利害関係者全体の観点からコストを検討する必要があると考える。
- (3) 一部の法域では、持分法で会計処理される投資が投資家のビジネスモデルにとって不可分であり、子会社と直接比較可能であるべきと考えられている。しかしながら、我々の法域の利用者は、この見解を共有しておらず、持分法で会計処理される投資と子会社では適用される会計モデルが根本的に異なるため、異なる結果となることは明らかであると考えている。
- (4) 本提案の目的が簡素化であるならば、追加の開示を要求することは避けていただきたい。

(質問(1) 焦点が当てられている業績指標に関して)

親会社の株主に帰属する純損益に焦点を当てているという意見

- (5) 我々の法域及び地域の利用者は、親会社の株主に帰属する純損益に焦点を当てている。
- (6) 我々の法域の規制当局は、IPO など主要な規制活動における規準として、親会社の株主に帰属する純損益に基づいて計算された指標を明示的に使用している。また、上場企業は市場との積極的なコミュニケーションにおいて親会社の株主に帰属する純損益を強調することがよくある。

親会社の株主に帰属する純損益以外の業績指標に焦点を当てているという意見

- (7) 企業が関連会社の利益の持分が実現可能となる時期を決定する能力を必ずしも常に有しているとは限らないと考えられることから、我々の地域では、関連会社の利益の持分が含まれる親会社の株主に帰属する純損益ではなく、企業集団の営業利益に焦点が当てられている。

状況に応じて使い分けをしているという意見

- (8) 我々の法域及び地域では、親会社の株主に帰属する純損益及び企業集団の営業利益は、それぞれ異なる分析目的でいずれも利用されている。
- (9) 我々の地域の利用者は、親会社の株主に帰属する純損益に焦点を当てているが、営業利益やキャッシュ・フローなどの他の業績指標も分析する。ビジネスモデルや関連会社及び共同支配企業の関連性に応じて様々な業績指標を利用している。
- (10) 我々の法域では、関連会社に関する追加情報が必要な場合は、通常は注記から関連する情報を入手している。
- (11) 我々の法域の利用者は、投資先の活動が投資者のビジネスモデルとどのように相互作用するかを説明する開示を重視している。

その他の意見

- (12) 企業集団の営業利益と親会社株主に帰属する純損益は表示上共存しており、この質問に対する回答が何に繋がるのかが不明確である。未実現利益を消去するか消去しないかは共存できないと考えており、両方を同時に満たすことができる概念がない限り、我々はどちらかを選択しなければならない。

(質問(2) IFRS 第12号における開示に関して)

制限された利得及び損失の情報の開示状況について

(13) 我々の法域及び地域では、IFRS 第 12 号の開示において、制限された利得及び損失の情報はほとんど開示されていない。

(14) 我々の地域では、重要な関連会社及び共同支配企業の調整プロセス並びに未実現損益が一般的に開示されている法域もあるが、その他の法域では一般的に開示されていない。

(15) 開示されていない理由としては、我々の法域及び地域では関連会社や共同支配企業あまり用いられていないことによる投資の重要性の低さによるものと考えられる。

(16) 我々の地域では、多くの場合、制限された利得及び損失の情報は IFRS 第 12 号で要求される調整表の集計に含まれているが必ずしも詳細な開示ではない。我々の経験から言うと、我々の地域の利用者は、通常、これらの調整に注目することはない。

制限された利得及び損失の情報の開示の有用性について

(17) 制限された利得及び損失の情報が開示された場合、その情報は有用であると考えられる。

(18) IFRS 第 12 号で要求されている現在の開示で、利用者は、一般的に関連会社への投資の状況を理解するための十分な情報が得られると考えている。しかしながら、追加的な開示を行う分には歓迎されるのではないかと考えている。

(19) 制限された利得及び損失に関する情報は、利用者にとって有用となる可能性があると考えられるが、状況によると言える。

(20) 我々の法域では、制限された利得及び損失の開示の有用性について、利用者の間でも意見が分かれている。そのような開示の追加が有用であるとの意見もある一方で、開示が過剰となるだけであるため新しい開示は追加せずに既存の開示を改善すべきとの意見も聞かれている。

(質問(3) 利得及び損失の制限の会計処理実務に関して)

(21) 我々の法域では、通常、利得及び損失の制限は持分法投資の項目と関連会社の利益の持分の調整として計上される。

(22) 我々の地域で、利得及び損失の制限の会計処理について最も一般的な慣行は、持分法で会計処理される投資からの損益の持分を調整することである。収益や売上原価などの営業項目を調整することは、比較可能性を低下させ、財務諸表を理解し難くする可

能性があるため、あまり一般的ではない。

(質問(4) 情報の入手可能性に関して)

(23) 我々の法域では、企業は会計基準で要求されている情報を入手することができる。利得及び損失の制限の実務は 20 年以上行われてきており、実務は定着している。そのため、情報の入手が困難であるとは考えていない。

(24) 我々の地域に属する多くの法域では、問題なく情報を入手できている。

(25) 我々の法域及び地域では、関連会社及び共同支配企業に対する投資が重要な場合には、企業は必要な情報を入手することができる。

(26) 情報の入手可能性に関しては、企業間の関係性、投資の種類、関連会社側で適用されている GAAP は何か、又は情報を一式で入手するか取引レベルで入手するかといった状況に依存する。

(27) 関連会社が上場している場合には独自の規制があり、情報の入手が困難な場合がある。

(28) 我々の法域では、持分法投資先が監査を受けていないにもかかわらず、監査済みの財務諸表が必要となる場合や、企業と持分法投資先の間で報告期間に大きな相違がある場合に、情報の入手に困難が伴う可能性があるとの意見が聞かれた。

(29) 利得及び損失の制限の会計処理を行うにあたっては、アップストリーム及びダウンストリームの取引に関する情報を把握するのみならず、取引された在庫がいつ販売されたかなどの情報も追跡する必要がある。これらの持分法の実務は一般的に上手く行われているとは言えず、重要性の判断を用いて対処していると考えられる。そのため、我々は、制限された利得及び損失の会計処理の簡素化を支持している。

(利益操作に関して)

(30) 我々の法域では、制限された利得及び損失の全額認識による新たなストラクチャリングの機会の創出及び利益操作について懸念を持っている。特に、中国や日本から寄せられた利益操作に関する懸念について非常に深刻に受け止めている。

(31) 我々の地域では、主に配当の支払に関連する個別財務諸表の観点からストラクチャリングの機会について懸念を持っている。

(32) 企業は関連会社を支配しておらず、ストラクチャリングを必要とする取引を実行する

ためには他の当事者を説得する必要があるため、ストラクチャリングを実施することは困難であるとする。

IV. キャッシュ・フロー計算書 — SAICA のプレゼンテーション

議題の概要

10. 本セッションでは、南アフリカ勅許会計士協会（The South African Institute of Chartered Accountants: SAICA）のキャッシュ・フロー計算書ワーキング・グループが識別した重要なテーマ及び考え得る解決策等が共有され、ASAF メンバーに意見が求められた。
11. キャッシュ・フロー計算書ワーキング・グループが識別した重要なテーマとして、次の内容が示された。
- (1) キャッシュ・フローが生じているのかどうかの判断
 - (2) 事業にとって適当な方法と IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第 7 号」という。）における定義との比較及び他の財務諸表との関連性
 - (3) 運転資本
 - (4) キャッシュ・フローが主たる収益獲得活動の一部である場合及び IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）との関連性
 - (5) IFRS 第 18 号の区分との関連性

ASAF 会議での議論の概要

12. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（全般）

- (1) 我々の地域のメンバーは、全般的に SAICA が識別した重要なテーマに賛同している。
- (2) 最優先の原則を検討するにあたっては、個々の取引ベースで機能するかを検証することが有用であると考えられる。しかし、機能しない取引が存在することが想定されるため、最優先の原則を探求することについては否定的である。
- (3) 投資家の懸念に対処するため、まずは非資金取引の情報提供等を段階的に検討することが考えられる。（IASB スタッフ）

（キャッシュ・フローが生じているのかどうかの判断）

- (4) IAS 第 7 号に基づく「想定キャッシュ・フロー」をキャッシュ・フロー計算書に含

めることができないことは明確である。非資金取引又はその他の非資金変動に関する可視性を高めるために、これらに関する開示について取り組んでいる。この取組みは、想定キャッシュ・フローをキャッシュ・フロー計算書に含めようとする意図への対処として有用と考えるか。(IASB 理事)

(5) ((4)の発言に関して) 想定キャッシュ・フローをキャッシュ・フロー計算書に含めている実務がある。非資金取引又はその他の非資金変動に関する開示要求は有用であるものの、現在の実務を是正することはない可能性がある。

(6) 企業によってキャッシュ・フローが生じているのかどうかの判断に不統一があるのであれば懸念すべき点であると考えられる。(IASB 理事)

(運転資本)

(7) 運転資本及び純債務は、各企業のマネジメント・アプローチや経営者が定義した業績指標 (MPM) 等を通じて説明が行われるものであって、客観的な定義を定めることは困難であると考えられる。

(8) あらゆる事業モデルに共通する運転資本を定義することは困難であることから、事業モデルレベルで運転資本の構成要素を分解するように促すことを検討する方がよいと考えられる。

(IFRS 第 18 号の区分との関連性)

(9) 純損益計算書とキャッシュ・フロー計算書における営業活動、投資活動及び財務活動の区分が一致していないことに関して、利用者は損益計算書で「営業利益」や「法人所得税前純利益」に着目しており、区分別の金額に着目していないため、利用者に混乱が生じる可能性は乏しいと考えられる。(IASB 理事)

(10) ((9)の発言に関して) 確かに、利用者は、純損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の表示上の名称からは実際の区分を読み取れないかもしれない。しかし、作成者からは、IAS 第 7 号が不明確な場合に、損益計算書の区分や考え方に合わせるべきかどうかについて疑問が聞かれている。

(11) ((10)の発言に関して) 我々も類似の懸念を抱いている。キャッシュ・フロー計算書と純損益計算書はどちらも基本財務諸表であるため、同じ取引は同じ区分となる方が利用者の理解のために望ましいと考える。

(12) ((11)の発言に関して) 投資家からは、純損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の

目的は異なるものであり、これらの財務諸表に求めるものも異なるため、両者で同一の区分とする必要はないという意見が聞かれている。(IASB 理事)

(13) キャッシュ・フロー計算書と財政状態計算書に関する一体性の原則に言及されていたが、最優先の原則として念頭においているものを説明していただきたい。(IASB 理事)

(14) ((13)の発言に関して) 一体性の原則に基づきキャッシュ・フロー計算書の分類を行うべきか、IAS 第7号の要求事項に従って分類することが適切かどうか、明確ではないことから検討する必要があると考えている。

V. キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

議題の概要

13. 本セッションでは、非資金取引、所定の資産及び負債におけるその他の非資金変動並びに財務活動から生じる負債の変動についての情報に関する考え得る新たな開示要求に関して ASAF メンバーの意見が求められた。

14. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

(1) 非資金取引に関する情報

① 非資金取引の母集団

開示に含まれる非資金取引の範囲は明確か。明確でない場合、何が不明確なのか。

② 情報の記載場所

案 1 と案 2²のいずれの開示案が非資金取引に関する情報についてより良い文脈を提供するか。

③ 記述的説明及び表の使用

ア 記述的情報に加えて、非資金取引の影響を資金取引とともに(資金取引の文脈で)表³で示すことは有用な情報をもたらすか。

イ キャッシュ・フロー計算書におけるすべての科目及び小計を表に含める場合、たとえ当該科目の一部に関連する非資金取引がない場合であっても、情報に対してより良い文脈を提供することになるか。

(2) 所定の資産及び負債の非資金変動に関する情報

① 調整表の有用性

ア 調整表⁴は、売掛金及びその他の債権、棚卸資産並びに買掛金及びその他の未払金の非資金変動に関する透明性及びアクセス可能性を改善するか。

イ 調整表が単一の注記に記載されずに、異なる注記に記載される場合、アクセス可能性はどの程度低下するのか。

² ASAF 会議の AP4 のスライド 9 から 10 に示されている。

³ ASAF 会議の AP4 のスライド 9 に示されている。

⁴ ASAF 会議の AP4 のスライド 16 に示されている。

② 情報の完全性

ア 調整表における資産及び負債の母集団⁵は、会社の営業上の資産又は負債を十分に表していると考えるか。

イ 調整表に含まれている非資金変動の母集団⁶は、非資金変動を十分に表していると考えるか。

(3) 財務活動から生じた負債の変動に関する情報

① 案 1 と案 2⁷のいずれかが、当該開示と貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書との間のより良い関連付けを提供するか。そうでない場合、何を改善できるか。

② 貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書との間の調整表において情報を関連付けるために、さらに行うべきことがあると考えるか。

③ 案 1 と案 2⁸のいずれかが当該情報の発見を容易にするか。そうでない場合、何を改善できるか。

ASAF 会議での議論の概要

15. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(非資金取引に関する情報)

開示に含める非資金取引の範囲は明確か

- (1) 開示に含める非資金取引の範囲は明確である。
- (2) 開示に含める非資金取引の範囲は明確ではない。複数の年度に影響する取引の取扱いが不明確である。また、複数の年度に影響する取引の情報を分離して把握するのはシステム上も困難である。まずは、非資金取引の定義及び開示が必要な理由を明確にする必要がある。
- (3) 非資金取引の範囲は概念的には明確であるが、複雑な取引において資金取引と非資金取引を区別できるようにガイダンスが必要になると考えられる。

⁵ ASAF 会議の AP4 のスライド 16 に示されている調整表の列項目である。

⁶ ASAF 会議の AP4 のスライド 16 に示されている調整表の行項目である。

⁷ ASAF 会議の AP4 のスライド 22 から 23 に示されている。

⁸ ASAF 会議の AP4 のスライド 22 から 23 に示されている。

開示案 1 と開示案 2 のいずれを支持するか

- (4) 開示案のいずれも支持しない。非資金取引に関する情報は現行の基準に基づいて既に開示されているため、非資金取引に関する開示の内容と開示場所を特定する要求事項を定めた場合、情報が重複し散乱する。また、非資金取引と資金取引の金額を合算する意義を理解することは困難であり、財務諸表利用者が誤解する可能性がある。この点、財務諸表利用者が、非資金取引を資金取引であるかのように取り扱った場合にキャッシュ・フロー計算書の数値がどのようになるのかを期待しているのか疑問である。また、非資金取引に関する情報を資金取引と同じ水準で収集することも困難であると考えられる。(ASBJ)
- (5) 作成者に追加的な負担が生じることから、我々の法域の利害関係者は完全に新しい開示を導入するのではなく、既存の実務、特に調整表の相互参照を基礎とするよう推奨しており、開示案 2 を支持している。開示案 1 は非資金取引を資金取引のように取り扱っているが、合計欄の意義が不明確であり、支持しない。
- (6) 我々の法域の監査人及び財務諸表作成者は、開示案 1 は誤解を招く可能性があるとして開示案 2 を選好している。なお、我々の法域の利害関係者にとって、この開示は新しい開示であり、コストがかかる可能性があるという点は指摘したい。
- (7) 開示案 2 の方が理解しやすいと考える。投資者が非資金取引に関する情報を効率的に把握できるようにすることが重要であると考えている。
- (8) 開示案 1 における資金取引と非資金取引の合計欄は混乱を招くものである。現時点では我々の法域の利害関係者は開示案 2 を選好しているが、開示案 1 の合計欄に対する疑問が解決されるまでは、結論を出すのは難しいと考えられる。
- (9) ((8)の発言に関して) 我々の法域の利害関係者は開示案 1 を選好しており、明瞭性を欠く、混乱を招くとの意見はなかった。
- (10) 我々の地域では、開示案 1 を支持する意見が比較的多かったが、想定キャッシュ・フローの開示の是非については意見が分かれた。当該開示は財務諸表利用者にとって非常に重要であるため、追加のアウトリーチを実施する予定である。
- (11) いずれの開示案も有用であるが、情報の断片化を避ける観点から開示案 1 の方が望ましいと考えている。
- (12) 現時点では開示案 1 と開示案 2 のいずれにも便益があると考えている。財務諸表利用者は全体像を提供する開示案 1 を選好したが、合計欄については意見が分かれています。

る。開示案 1 では重要な取引を対象としているものの、合計欄があることで網羅性が確保されているような誤解を与える可能性があると考えている。また、作成者にコストかかることは考慮しなければならない。

(13) ((12)の発言に関して) 資金取引と非資金取引の合計欄は、資金をどのように調達したかに依存しない、取引の決済のために必要な支出を意味し、特に企業間で比較を行う場合に重要である。また、コストに関して、追加的な作業は必要かもしれないが、開示されるのは現時点で要求されている情報である。(IASB 理事)

(14) 開示案 1 と開示案 2 は異なる情報を異なる形式で提供しているため、どちらが優れているかを決定することは困難である。開示案 1 について、非資金取引の合計はゼロになる必要があるのかが不明確である。仮にゼロになる必要があるのであれば、単一の測定原則が必要である。

(15) 開示案 1 と開示案 2 はいずれにも長所と短所がある。開示案 1 は全体像を把握できるが、より詳細な情報が必要な場合は開示案 2 が必要となる。極めて重要な科目に限定して、開示案 1 と開示案 2 を組み合わせて開示することも考えられる。

情報の記載場所、記述的説明及び表の使用

(16) 非資金取引の注記について、相互参照するよりも単一の注記で開示する方が望ましいと考えている。記述的情報と定量的な情報の両方が必要なのかについては、我々の法域では意見が分かれた。

(17) 我々の地域のメンバーは、提案された開示案により非資金情報の透明性とアクセス可能性を改善する可能性があることに概ね同意している。我々の地域では、非資金取引に関する情報の記載場所については、全体像を提供するとして単一の注記とすることを支持する意見と、混乱するリスクを低減するため関連する注記の中でキャッシュ・フロー計算書との相互参照を付すことを支持する意見の両方が聞かれた。

(18) すべてのキャッシュ・フロー計算書の科目及び小計を開示に含める必要があるのかについて、我々の法域及び地域では意見が分かれた。

(19) 調整表と記述的説明を組み合わせる方が明確で有用な情報を提供すると考えられる。また、関連する非資金取引が発生していない科目及び小計を調整表に含める必要はない。

(20) 財務諸表利用者が項目を容易に発見できるようにするため、調整表の様式はキャッシ

ュ・フロー計算書と同様の構造とすることが良いと考えている。

その他

- (21) 第三者が企業のために行う支払が、実質的に企業のキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローとなる場合の取扱いを明確化した上で、開示について検討すべきである。

(所定の資産及び負債の非資金変動に関する情報)

- (22) 所定の資産及び負債の非資金変動に関する調整表は運転資本に焦点を当てたものであると考えられるが、運転資本を定義することは難しく、ファクタリングやサプライヤー・ファイナンス契約等の新しい取引を考慮するとなおさらである。この点、財政状態計算書とキャッシュ・フロー計算書の科目を整合させることで、財務諸表利用者は運転資本に関する十分な情報を入手し、自身の考える運転資本を算出することが可能である。したがって、コストが便益を上回ることが懸念されるが、任意で開示することには反対しない。(ASBJ)

調整表の有用性

- (23) 我々の地域では、運転資本に関する非資金変動について調整表で開示することを支持する意見が多かった。一方で、コストが便益を上回るという意見があった。
- (24) 我々の法域の財務諸表作成者は調整表について既に理解した上で使用しており、また、キャッシュ・フロー計算書と当該情報を相互参照により直接関連付けることができない場合もあることから、調整表による開示に賛成する。
- (25) 売掛金及び買掛金の調整表は財務諸表利用者が切望していたものであり、開示案は有用である。一方で、財務諸表作成者からは反対意見が聞かれている。また、貸借対照表とのつながりを明確にするために、期首残高と期末残高を記載することに価値があるという意見が聞かれている。
- (26) 我々の法域の財務諸表利用者は、開示案が非常に有用であると考えており、単一の注記で表示することを選好しているが、財務諸表作成者は異なる。
- (27) 開示案の調整表は透明性を向上させるものであり、売掛金及びその他の債権、棚卸資産並びに買掛金及びその他の未払金は相互に関連していると考えられるため、単一の注記で開示することが合理的であり、財務諸表利用者にとって有用である。
- (28) 我々の法域の財務諸表利用者は、当該開示案を高く評価しており、期中財務諸表にお

ける開示を希望する意見もあった。

(29) 開示案の調整表は単一の注記として開示することを検討する必要がある。単一の注記として検討することで、重複が生じている箇所及び必要性を理解することができると考えられる。

(30) 我々の地域では、全体的に当該開示を支持している。柔軟性を認め、分解の仕方については重要性の原則を考慮することを求める意見も聞かれた。

(31) 我々の法域の財務諸表作成者及び監査人は、当該開示の便益に疑問があり、コストと便益について慎重に評価することを求めている。

情報の完全性

(32) 調整表の開示対象とする科目について業種やモデルに関係なく一律とすべきか、企業が柔軟に選択できるようにすべきかについて検討が必要である。

(33) 説明されていない差異の金額について、区分開示すべきかを判断するための重要性を含むガイダンスの必要性について検討が必要である。

(34) 調整表の対象とする科目は、企業が自らの運転資本の定義に基づいて決定するとともに、必要な箇所への相互参照についても認めることを提案する。

(35) 非資金取引の概念を整理した上で、どのような取引が調整表で開示される必要があるのかを明確にする必要がある。売掛金や買掛金は発生主義で発生する勘定科目であり、通常の売買取引において変動するが、開示案では特定の取引のみが非資金取引として区別して開示されており、その理由が不明確である。

(36) ((35)の発言に関して) 開示案の非資金取引が区別して開示されているのは、ストラクチャード・ファイナンス契約に関連するものであるためである。仕入先は銀行から支払を受けたため、企業は銀行に対して債務を負っており、表示が買掛金から借入金に変更されている。開示案では当該表示変更を非資金取引として、調整表に含めている。(IASB 理事)

(37) 開示案に示された資産及び負債並びに非資金変動は主なものをカバーしており、合理的であると考えている。

その他

(38) 我々の地域における利害関係者の一部からは、運転資本について、キャッシュ・フロ

一計算書や開示における粒度を財政状態計算書の場合よりも細かくすべきではないという意見が聞かれた。

- (39) 営業キャッシュ・フローを直接法で開示している場合と、間接法で開示している場合の両方を考慮する必要がある。債権や債務の変動に関する調整表は、直接法の場合には不要である可能性がある。

(財務活動から生じた負債の変動に関する情報)

開示案 1 と開示案 2 のいずれを支持するか

- (40) 現行の財務諸表を考慮すると、関連する注記に参照を付すことで財務諸表利用者に対してキャッシュ・フローと財務活動から生じた負債の変動の関連性を理解するための十分な情報を提供することが可能であると考えられる。また、いずれの開示案もキャッシュ・フロー計算書に関する追加的な情報を提供していない。したがって、調整表による開示は不要であると考えている。しかしながら、任意で開示することについては反対しない。(ASBJ)
- (41) 開示案 1の方が優れていると考える。開示案 1は財務活動から生じた負債のすべての変動を捉えており、調整表の形式であることから、連結システムから作成しやすい。また、開示案 1は現行の IAS 第 7 号で要求されているような財務活動から生じた負債に関する調整表を開示する企業のみならず、純債務の調整表を自らの定義に基づいて開示する企業にも適用可能であることから、開示案 2と比較して柔軟性が高い。
- (42) 開示案 1を支持する。多くの投資家が以前から要望していたものであり、既に任意で開示している企業もあるが、標準様式とすることは有用であると考えられる。
- (43) 我々の法域では現行の開示と整合している開示案 1が好まれている。
- (44) 開示案 1を支持する。開示案 1は粒度がより適切であり、キャッシュ・フローが資産及び負債の変動を十分に説明しない理由を適切に理解することができる。なお、相互参照によって有用性が向上するという意見や、調整表と基本財務諸表の用語を統一することで一貫性が改善するという意見も聞かれている。
- (45) 我々の法域及び地域では開示案 1の方が直感的であり、財務諸表利用者も理解しやすいと考えられている。また、調整表に相互参照を追加することで財務諸表利用者が詳細な情報を入手するにあたり、有用性が増すと考えられる。
- (46) 我々の地域の基準設定主体は開示案 2を選好している。開示案 1における現金及び現

金同等物の情報は関連性がないという意見が聞かれた。

その他

(47) 我々の法域において、開示案のように財務活動から生じた負債に加えて、流動性の高い資産を合わせて開示することも有用であるという意見も一部聞かれている。

(48) 開示案 1 について、純負債の列の意味を慎重に検討する必要がある。

(共通)

(49) いずれの開示の開示場所についても、柔軟性を認め、原則ベースのアプローチとすることが望ましいと考えている。

(50) 取引数が多い場合、非資金取引や非資金変動に関する開示案のような開示を作成することは困難になることが想定され、これらの開示の全体的な有用性について検討する必要がある。

VI. 財務諸表とサステナビリティ開示との間のつながり

議題の概要

16. 本セッションでは、財務諸表とサステナビリティ開示が、主要な利用者にとって意思決定に有用な情報の提供に資するために、どのように相互に補完し合うのかについて議論した。セッションの一環として、IASB と ISSB のスタッフは、つながりのある情報についての教育的資料からの情報を共同で発表し、EFRAG は 2025 年 12 月に公表したディスカッション・ペーパーを紹介した。

ASAF 会議での議論の概要

17. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(財務諸表の範囲の明確化)

- (1) 我々は、これまでも、そしてこれからも、財務諸表が財務報告の中心であると考えている。サステナビリティ報告は、財務諸表に関連する周辺情報を標準化し、財務諸表を補足するものである。したがって、何を財務諸表に含めるべきで何を含めるべきでないのかを決定する範囲 (boundary) の論点は極めて重要である。(ASBJ)
- (2) 財務諸表の役割をより明確に表現することは、意味のあるコネクティビティを可能としながら、財務諸表に属する情報と他の場所で開示することがより適切な情報とを区別するのに役立つと考える。
- (3) 財務諸表は報告企業に焦点を当てている一方、サステナビリティ開示はバリュー・チェーンにまで及ぶことが多いため、財務諸表とサステナビリティ開示との間のさまざまな境界線及び測定基礎を管理する方法に関して、追加的な実務上のガイダンスが必要であると考えます。
- (4) 我々の地域のメンバーは、各報告書の具体的な目的に従って重要性を適用することで補完的な結果がもたらされるという基本原則には同意しているものの、この概念上の相違の実務への導入は困難であると考えている。同じ論点についての重要性の評価が2つの報告書の間で異なる場合、利用者がこれを矛盾だと誤解する懸念がある。この点、実際の企業の開示実務に基づいた事例、企業の活動を財務諸表とサステナビリティ開示の両方にどのように反映できるのかを包括的に示すフレームワーク、及び異なる重要性の判断により開示が異なる理由を企業が説明するのに役立つ実務上のガイダンスの開発又は提供は有益であると考えます。

- (5) 財務諸表の範囲を明確化すべきという EFRAG の要望を支持する。
- (6) IASB が財務諸表の範囲を明確化することは重要である。法域や企業の種類に応じて、異なる報告の要求事項が存在するため、重複や差異があるという事実には問題はなく、重複や差異を取り除くという考え方自体が誤った前提であると考ええる。
- (7) ((6)の発言に関して) 目的が異なるため、重複や差異は不可避であるという点に同意する。(ISSB Lloyd 副議長)

(会計基準におけるコネクティビティの要求事項)

- (8) 会計基準においてコネクティビティの要求事項を定めるべきではないと考える。(ASBJ 他)
- (9) 財務諸表はそれ自体で完結すべきであり、サステナビリティ基準で要求する情報が財務諸表に含まれていればよいが、含まれていない場合は、サステナビリティ開示において報告しなければならないと考える。(ASBJ)
- (10) コネクティビティの要求事項を IFRS 会計基準に含めることは、その目的を明確にしない限り、追加の遵守義務を重ねるだけになりかねないことを懸念している。
- (11) 会計基準におけるコネクティビティの要求事項に反対するのは、すべての企業がサステナビリティ報告を行うことを要求されているわけではないからである。

(予想される財務的影響)

- (12) 予想される財務的影響に関して、利用者と規制当局との間における用語の定義や時間軸についての解釈の相違及び誤読を避けるために、明確な定義が必要であると考ええる。
- (13) 予想される財務的影響に関して、サステナビリティ報告のために適切な水準の保証を確保することは困難であると考ええる。
- (14) 予想される財務的影響に関して、利害関係者が手法をよりよく理解するために、IASB と ISSB が協力することが非常に有用であると考ええる。

(その他)

- (15) 「コネクティビティ」等の用語が人によって異なる意味で使われるという混乱がみられる。

- (16)我々は、デュー・プロセス・ハンドブックの更新の際に、その目的にコネクティビティの文言を十分に織り込むことを強く促した。報告における補完的でつながりのある情報の提供について、正式にプロセスに組み込むべきと考える。
- (17)適切なコネクティビティのためには、財務諸表及びサステナビリティ開示の両方に同水準の保証が必要であると考ええる。
- (18)コネクティビティの考えは、理論的には素晴らしいが、実務上、質の高い情報を利害関係者に提供できるのか疑問がある。

VII. 公正価値オプションの修正（IAS 第 28 号）

議題の概要

18. IASB は、2026 年 2 月 19 日に公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正（IAS 第 28 号の修正案）」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2026 年 4 月 20 日）。
19. 本セッションの目的は、本公開草案の提案について ASAF メンバーから意見を求めることであり、ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
- (1) 本公開草案の提案についてどう考えるか。
 - (2) 特に、本公開草案の提案は、どの企業が IAS 第 28 号の公正価値オプションの使用に適切かについての見解の多様性に対する適切かつ適時な解決策だと考えるか。

ASAF 会議での議論の概要

20. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（本公開草案の提案の修正方法について）

- (1) 本公開草案の提案は、測定を通じて表示に関する問題を解決しようとしているように見え、不適切であると考ええる。特に IAS 第 28 号における IFRS 第 18 号への言及は問題があるように思われる。IFRS 第 18 号に言及することなく同じ結論に達することは可能であると考ええる。（ASBJ）
- (2) 我々の法域の保険会社は、IFRS 第 18 号には適用前に修正すべき問題があるという見解に同意しており、本公開草案の提案による明確化は有益であると支持している。測定の解決策で表示の問題を解決しようとしているという指摘もあったが、本公開草案の提案は短期的な対処手段であると認識されている。
- (3) 本公開草案の提案を支持する。しかし、IFRS 第 18 号 B38 項（持分法を用いて会計処理していない関連会社に対して主要な事業活動として投資しているかどうかの評価に関する要求）との相互関係に若干の混乱があることを懸念している。
- (4) 問題への適時な対応として、我々の法域及び地域の利害関係者からは本公開草案の提案を支持する意見が聞かれている。
- (5) 本公開草案の提案は、類似の企業の定義を明確化し、IFRS 第 18 号の概念と結びつい

ているため支持する。

(公正価値オプションの適用範囲)

- (6) 本公開草案の提案が適用範囲を適切に捉えていないと考える。本公開草案の提案に含まれていない他の企業にも公正価値オプションの適用の機会を同等に認めるべきであるが、その範囲を定義することは非常に困難であると考え。したがって、我々の提案は本公開草案の反対意見に非常に類似しており、すべての企業に選択肢を与えるべきと考えている。公正価値オプションの適用は必ずしも容易ではないため、実際に適用する企業には正当な理由があり、濫用されることはないと考え。さらに、保険会社以外の企業からは、本提案は保険会社に対する特別な取扱いであり、基準設定の適切な方法ではないとの意見が聞かれた。(ASBJ)
- (7) 制限のない公正価値オプションに対する一定の支持があるため、今後のプロジェクトで検討していただきたい。
- (8) 概念的な理由ではなく実務的な理由により、適用範囲の限定を支持する。概念的な点では測定と表示の相互関係の原則的な問題があり、特定の事業体に範囲を限定する理由はないため、我々は制限のない公正価値オプションを明確に支持している。しかし、時間的な制約により年内に確定する目的があることを理解している。
- (9) より限定的な範囲で検討している理由については理解しており、公正価値オプションを適用できる企業が増えることに賛成している。米国会計基準には制限のない公正価値オプションがあるため本公開草案の代替案の考え方に共感するが、段階的なプロセスを検討していると理解している。
- (10) 我々の地域では現在コメントを取りまとめているところであるが、肯定的なフィードバックが聞かれている。範囲を現状よりも少し広げるべきではないかとの意見も聞かれている。
- (11) コングロマリット企業の場合、公正価値オプションはコングロマリット全体が保有するすべての関連会社及び共同支配企業に適用できるか不明確であるとの指摘があった。
- (12) 本公開草案の提案を基準として翻訳する際に実際にどのように機能するか懸念している。保険業界からは、検討中のすべての投資が適用範囲に含まれるか確信がもてないとフィードバックを受けている。言語的な問題であり、翻訳の過程で解決できるかもしれないが、対象範囲をより明確にするために用語の定義をもう少し詳しく説明す

ることも役立つと考える。

(13) この提案の適用範囲の広がりについて疑問がある。例えば、銀行にも適用されるか質問が出ている。適用範囲をさらに狭め、主要な事業活動が投資である関連会社及び共同支配企業に限定すべきではなかったかという議論があった点には留意すべきと考える。

(14) 範囲について、当初は保険会社に重点を置いているという認識であったが、現在では銀行や不動産会社も対象となり、適用範囲がさらに広がる可能性があるというフィードバックが寄せられている。

(15) ((13)及び(14)の発言に関して) 本公開草案の定義の方法により、我々は保険会社だけではなく投資不動産会社や一部の銀行など、投資を主要な事業活動とするあらゆる事業体が対象になることを意図している。(IASB 理事)

(16) 通常、利用者は米国会計基準との整合性を求める傾向があるが、具体的な適用事例については聞かれず公正価値オプションの適用範囲を拡大する必要性はないと考えているようである。

(17) 我々の法域の利害関係者は本プロジェクトの範囲を支持している。範囲を拡大することは興味深い、適時にプロジェクトを進めることを妨げる恐れがあるため懸念がある。

(18) 全体として肯定的なフィードバックが聞かれたが、より広範な問題について後で検討したいという強い要望があることを認識した。ただし、本プロジェクトの一部としてではなく、別のプロジェクトになる。(IASB Barckow 議長)

(その他の懸念事項等)

(19) IAS 第 28 号は特定の主要な事業活動を有している企業が公正価値オプションを利用できると述べているにすぎず、収益及び費用の表示については依然として IFRS 第 18 号に要求事項が存在し、公正価値のすべてが営業利益に含まれることにならないと理解しておくことは重要である。

(20) 本公開草案の提案では、収益及び費用の分類について関連会社及び共同支配企業への投資が主要な事業活動であるとする IFRS 第 18 号第 55 項の条件が事実上無視されることになる懸念がある。我々の法域では、実務上の判断の相違を最小限に抑えるために「主要な事業活動」の決定方法についてより詳細なガイダンスや事例を示すべきとの意見が寄せられている。

- (21) ((19)及び(20)の発言に対して)我々の提案では IFRS 第 18 号の文言を使用しているが、主要な事業活動の評価及びその実施方法並びに最終的な分類の決定方法について IFRS 第 18 号の対応に影響を与えたり、変更したりする意図は全くない。(IASB 理事)
- (22) 公正価値オプションは取消しが可能であることを推奨する。原則として取消不能と考えるが、主要な事業活動が変化した場合は変更もあり得るため検討していただきたい。
- (23) 公正価値オプションの取消しの可能性について、本公開草案の提案の一部であるのか不明確である。もし提案の一部であるなら影響が生じる可能性があるため、結論の根拠ではなく修正案の中に記載すべきである。
- (24) ((22)及び(23)の発言に対して)我々は本公開草案において既存の「これは取消不能な選択である」という要件を変更する意図はない。(IASB 理事)
- (25) 米国会計基準では、持分法適用対象となる投資の範囲が IFRS 会計基準よりも広く、多くは非公開企業であるため、公正価値の算定が複雑になる可能性があり、公正価値オプションが広く適用されているわけではない。我々の法域のアジェンダ協議では、公正価値オプションの適用における測定の代替手段についてフィードバックを受けている。

VIII. 引当金 — 的を絞った改善

議題の概要

21. IASB は、2024 年 11 月 12 日に IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS 第 37 号」という。）の修正を提案する公開草案「引当金—的を絞った改善（IAS 第 37 号の修正案）」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表しており、2025 年 3 月 12 日を期限としてコメント・レターを受け付けていた。IASB では現在、本公開草案に寄せられたフィードバックへの対応の議論を進めている。
22. 本セッションでは、賦課金に関する適用上の要求事項の新たなアイデアについて ASAF メンバーに意見を求めている。
23. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
 - (1) 次のことについて意見はあるか。
 - ① アジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）で示している賦課金に関する適用上の要求事項の推定は反証可能とすべきかどうか。
 - ② 推定が反証可能な場合、
 - (ア) 反証の条件はどのようなものであるべきか。
 - (イ) 反証は許容されるものとすべきか、又は要求事項とすべきか。
 - (2) ASAF メンバーの国又は地域で課されている賦課金のうち、反証の条件を満たす可能性のあるものはあるか。その場合、これらの賦課金の詳細はどのようなものか。
 - (3) 考え得る要求事項の他の側面についてコメント又は質問はあるか。
24. AP では、前項(1)②(ア)及び(2)の反証の条件については、次の条件が考えられるとされている。
 - (1) 政府が賦課金を課そうとしている活動についての証拠が法令に存在する（以下「条件 1」という。）。
 - (2) 政府が賦課金の範囲及び支払金額を著しく変更することなく、代用となる経済的便益又は活動に賦課金を課すことができていることを証明する証拠が存在する（以下「条件 2」という。）。

ASAF 会議での議論の概要

25. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（適用上の要求事項の新たなアイデアの内容についての意見）

- (1) 前回の会議で指摘した複雑性については新たなアイデアでもまだ解消されておらず、適用に困難があるとのフィードバックを得ている。我々は、賦課金を課そうとしている経済的便益又は活動の識別が困難な場合があることを懸念している。また、賦課金の支払義務の要因の1つを選択する推定の取扱いは、恣意性が生じる可能性や比較可能性を損なう可能性があると考ええる。(ASBJ)
- (2) 推定の反証を要求する必要があるならば、それは原則が誤っているか不十分であることを意味していると考えられる。このため、推定の反証と表現するよりも原則の追加と表現した方が、意図が伝わりやすいと考える。(ASBJ)
- (3) 新たなアイデアは、現存の賦課金を念頭に検討が行われているが、将来導入される賦課金にも対応できる柔軟性を有している必要がある。そうした柔軟性があるかについては定かではないものの、まだ恣意性が大きく、追加で検討すべき点があると考ええる。(ASBJ)
- (4) 我々の法域の利害関係者は、賦課金について別個の会計基準を作成するのではなく、IAS 第 37 号に適用上の要求事項を設けるアプローチを支持している。また、提案している原則はシンプルであり好意的に受け止められている。ただし、この提案による会計処理について見解が分かれているため、想定されているように特定の法域や賦課金において同一の会計処理を実現させるためには追加で取り組むべき事項が存在する。
- (5) 我々の法域では、制限的な推定を反証不能とすることに好意的な意見が多いものの、反証可能とすることを望む財務諸表作成者も存在する。財務諸表作成者は法令の意図が明確でなく、原則が機能しない場合の会計処理の不確実性を懸念しており、この場合には IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」（以下「IFRIC 第 21 号」という。）の現在の定めを適用することを望んでいる。
- (6) 世界中で適用することの難しさに対応するには、原則主義のアプローチがよいと考えている。賦課金の定め方は法域や法令によって異なり、ある状況で機能するように定めを修正したとしても、別の状況では機能しなくなる可能性がある。このため、推定を反証可能としたうえで原則主義のアプローチにより賦課金の問題に対応することを支持する。

- (7) 引当金のプロジェクトは IAS 第 37 号を更新することを目的としており、賦課金はその一部である。賦課金は現在の基準でも実務の不統一が生じており、このプロジェクトですべての賦課金に対応し、実務の不統一を解消することは期待しすぎである。提案は議論を前に進めるものであり、合理的なものが提示されていると考える。
- (8) 法令と賦課金を課そうとしている活動との間に乖離がある場合に忠実な表現を行えるように、制限的な推定を反証可能とすることを支持する。反証の条件については、条件 1 を支持する意見が若干多かった。
- (9) アプローチの方向性は前回の自身の発言に沿ったものと考ええるものの、会計基準に組み込む難しさについてジレンマを感じる。賦課金の原則については、これだけだと解釈に幅があり、実務の不統一が生じてしまう。この点、制限的な推定は実務の不統一を削減するものの、会計処理は IFRIC 第 21 号と同様となることが多いと考える。そうした状況でなぜ賦課金についての定めを変更するのか、また会計基準を変更するコストが便益に見合うのかという点について疑問を感じている。
- (10) 賦課金に関する適用上の要求事項の新たなアイデアを取り入れる場合、再公開草案の公表が要求されるかという議論が必要になると考える。また、その場合、適用上のコストを低減できること及び首尾一貫性を確保できることから、制限的な推定を反証不能とするのがよいと考える。
- (11) 新たなアイデアで提案される原則については、政府が賦課金を課そうとしている活動は必ずしも法令から明らかではなく、時間の経過とともに変化することもあるため、混乱を招くことになるかと考える。また推定の反証については、作成者から監査人との継続的な議論に繋がる可能性が懸念されているほか、意図しない結果が生じる可能性も懸念される。これらを踏まえると、非互惠的取引についてのプロジェクトの可能性を次回のアジェンダ協議において検討するのがよいと考える。
- (12) 今回のプロジェクトを通じて IFRIC 第 21 号と異なる結果をもたらそうとしていたにもかかわらず、提案されている新たなアイデアは多くの状況で IFRIC 第 21 号と同じ結果となっているように見える。そうだとすれば、変更のコストをかける必要があるか疑問である。新たなアイデアは正しい解決策ではないと考えられ、最低限、制限的な推定を反証不能とすることが必要であり、別のプロジェクトとすることも検討すべきである。
- (13) ほとんどの点では適合していても、一部に適合していないものが見られる現在の状況においては、出発点とした基礎となる考え方(会計処理単位や非互惠的取引の定義等)

が正しかったかを再確認することが望ましい。また、法令に依存して会計処理を定めることには懸念がある。合理的と思える理由によって導入されたものの、現時点ではその理由が存在しないような賦課金が存在しており、法令の意図は期間を通じて一定とは限らないからである。

(14) 新たなアイデアは、既に複雑になっている本公開草案の提案に新たな層を追加するように見える。それによってどのような結果を期待しているのかが見えない。議論の焦点が認識の時点に留まっているが、一時点か、一定の期間かが問題であれば、費用の配分の観点で検討することも考えられる。この点、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）の開発において一時点で収益を認識するか、一定の期間にわたって収益を認識するかを検討しており、これを参考にできると考える。

(15) 制限的な推定を反証可能とすべきと考える。反証は許容されるものとし、反証の条件は条件 1 とすべきである。また、多くの例を会計基準に取り入れるべきと考える。企業が年度の途中で営業を停止した場合であっても還付されない賦課金について示していることを明確化したうえで AP の例を取り入れることや、推定を反証することができる場合とできない場合を示す例を取り入れることを検討してほしい。

(16) 制限的な推定の反証を許容すべきと考える。主観的な判断の防止や適用コストの低減の観点から、反証の条件は条件 1 とすることを提案する。また、忠実な表現及び比較可能性について、便益とコストの分析を実施することを提案する。

(17) 法令で政府が賦課金を課そうとしている経済的便益又は行動が特定されていないと反証不能な推定は機能しないため、反証可能とするのがよいと考える。条件 1 及び条件 2 の両方を反証の条件とすることにより、適度な柔軟性がもたらされると考える。

（フィールド・テストの実施及び経過措置についての意見）

(18) 新たなアイデアは複雑であり、IFRIC 第 21 号と比較して適用に判断が必要となり、作成者、監査人及び規制当局における対話が重要となる。また、適用の結果も不明であるため、フィールド・テストの実施が重要である。

(19) 必ずしも適切な会計処理とはならない賦課金が多く生じることが懸念されるため、今回の提案で進める場合には、実際の定め of 文言に基づいた相当規模のフィールド・テストを行うことを提案する。

(20) 賦課金の多くは年次で継続的に課されるものであり、企業は新たな規準に基づいて会

計処理を再評価しなければならない。この際、経過措置として、資本や利益剰余金を通じて変動を認識するのか、純損益に計上するのか等の論点があるが、仮に将来に向かっての適用の場合には、同じ年度で2度、純損益への影響が生じる可能性がある。

(21) コストと便益の観点から、既に会計処理が済んでいる賦課金について再検討する必要が無くなるような経過措置を導入することはできないか。

IX. IFRS 第 9 号の適用後レビュー — ヘッジ会計

議題の概要

26. 本セッションでは、ASAF メンバーの法域における IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項の適用及び当該要求事項を適用する企業に関する ASAF メンバーの見解を求めるとともに、「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — ヘッジ会計」のために IASB が検討すべきであると ASAF メンバーが考える事項に関する ASAF メンバーの見解を求めるとされている。この議論は、今後の情報要請において公式に協議する事項を識別するために実施しているアウトリーチの一部であるとされている。
27. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
- (1) 要求事項が意図したとおりに機能していないことを示す、中心的な目的又は原則の明瞭性及び適合性についての根本的な疑問はあるか。
 - (2) 企業が修正された IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の開示要求を適用することから生じる利用者の便益は、予想よりも著しく低いのか。
 - (3) IFRS 第 9 号又は IFRS 第 7 号における要求事項の適用、監査及び監督（エンフォースメント）のコストは、予想よりも著しく大きいのか。
 - (4) IFRS 第 9 号の要求事項は、ASAF メンバーの法域においてどのように適用されているか（IAS 第 39 号の継続適用を選択しているかに関する情報を含む。）。
 - (5) IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の要求事項は、ASAF メンバーの法域において一貫して適用されているか。
 - (6) IASB 又は IFRS 解釈指針委員会 (IFRS-IC) が緊急に回答する必要があるか、次回のアジェンダ協議の前に作業を開始するよう努めるか、又は次回のアジェンダ協議で検討する必要がある適用上の疑問はあるか。

ASAF 会議での議論の概要

28. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(6 つの質問全般に対する意見)

- (1) ヘッジ会計に関する IFRS 第 9 号と IFRS 第 7 号の要求事項は、特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を使用する企業のリスク管理活動

の影響を財務諸表において表現するという目的を達成していると考えている。現時点で、IASB が調査すべき具体的な事項を識別していないが、IASB が情報要請を公表した時点で追加的なアウトリーチを行い、正式なコメントを提出することを予定している。(ASBJ)

- (2) IFRS 第 9 号のヘッジ会計モデルは、IAS 第 39 号のモデルと比較して、会計と企業のリスク管理活動との合致が強まっているという IASB スタッフの見解に同意する。特に、80%から 125%という定量的な閾値を廃止したことで、リスク管理活動をより忠実に表現しやすくなったと考えている。(ASBJ)

(要求事項が意図したとおりに機能していないことを示す中心的な目的又は原則の明瞭性及び適合性についての根本的な疑問があるかについて)

全般的な意見

- (3) 予備的なアウトリーチを行った結果、概してヘッジ会計に関する要求事項に根本的な問題（致命的な欠陥）は識別しておらず、意図したとおりに機能していると考えられる。
- (4) 今後何らかの問題が識別されたとしても、多くの場合は業界固有の課題である可能性が高い。
- (5) 一部の企業においては、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の導入から 8 年ほど経過していることから、多くの論点が実務において解決され、何らかの解決策や方法が見つかったと考えられる。このため、多くの関係者は、現在の安定した状況に満足している可能性がある。

IFRS 第 9 号の要求事項に関する意見

- (6) IFRS 第 9 号の要求事項について、根本的な問題（致命的な欠陥）は識別しておらず、IAS 第 39 号のモデルと比較して概ね有益であると考えている。
- (7) IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号と比較して、一般的にヘッジ会計の適用や監査が容易であると認識されている。
- (8) 我々の地域において、有効性テストの定量的な閾値を廃止したことは改善と考えられている。

(IFRS 第 7 号の開示要求を適用することから生じる利用者の便益は、予想よりも著しく低いかについて)

- (9) 我々の地域の関係者からは、IFRS 第 7 号の開示要求は有用であるとの意見が聞かれたものの、当該開示要求を適用することから生じる便益が予想よりも著しく低いかどうかについては意見が分かれている。
- (10) 一部の関係者からは、開示要求の一部はやや冗長である又は必ずしも必要ではないと考えられるとの意見が聞かれた。
- (11) 開示の詳細度や質にはかなりのばらつきがあることから、利用者の便益は予想されていたほど高くはないと考える。
- (12) ヘッジの非有効に関する損益への影響は、その他の収益又は費用に集約されることが多く、利用者が十分に把握できる情報が提供されていないとの意見が聞かれた。一方、一部の関係者からは、企業がヘッジの非有効性について説明するために多大な労力を費やす必要があり、利用者にとって必ずしも必要なものではない可能性があるとの意見が聞かれた。
- (13) 開示内容が高度に専門的になり過ぎる場合があり、一部の関係者からは情報の有用性に疑問があるとの意見が聞かれている。
- (14) 我々の法域の利用者は、ヘッジの経済実態を財務諸表に反映する観点から、ヘッジ会計に関する IFRS 第 7 号の開示を最も素晴らしいものではあると必ずしも考えていない。
- (15) 金融機関と事業会社の両方を担当している利用者からは、開示情報の詳細を確認しているわけではないものの、開示を通じてヘッジ会計の適用を把握できることが有益であるとの意見が聞かれた。
- (16) IFRS 第 7 号の開示要求は、IFRS 第 9 号を適用している企業だけでなく IAS 第 39 号を適用している企業にも適用されるため、利用者から寄せられる開示に関するフィードバックにおいて IFRS 第 9 号の開示と IAS 第 39 号の開示が区分されていない可能性がある。
- (17) 有用な情報提供の観点から、利用者へのアウトリーチにおいて、「開示情報の有用性」や「開示情報から何をしようとしているか」について確認することを提案する。(IASB Barckow 議長)

(IFRS 第 9 号又は IFRS 第 7 号における要求事項の適用、監査及び監督のコストは、予想よりも著しく大きいかについて)

- (18)現時点において、総じて IFRS 第 9 号又は IFRS 第 7 号における要求事項の適用、監査及び監督のコストは予想よりも著しく大きくないと考えているものの、一部の関係者からはコストが予想よりも著しく大きいとの意見が聞かれている。
- (19)IFRS 第 9 号では定量的な判断基準が設けられていないため、監査人との協議の増加や多少の作業負担が生じている。特に、複雑なヘッジ取引については、作業量の増加に加え、追加的な課題や適用上の疑問が生じている。
- (20)我々の法域及び地域における一部の関係者からは、IFRS 第 9 号又は IFRS 第 7 号における要求事項の適用、監査及び監督のコストは、予想よりも著しく大きいとの意見が聞かれている。特に、システム投資、研修コスト及び導入コストの分野において、コストが予想を上回っているとの意見が聞かれた。また、IFRS 第 9 号では多くの判断が要求されるため、これがコストを押し上げる要因になっていると述べられた。これらの分野は、IAS 第 39 号を継続適用している一部の企業にも関連する論点である。
- (21)我々の地域では、現在も IFRS 第 9 号のヘッジ会計モデルへの移行についての議論が継続している。特に、システム、プロセス及び文書化の変更が必要となることから、導入コストが多額になると懸念する意見が聞かれている。

(IFRS 第 9 号の要求事項がどのように適用されているか (IAS 第 39 号の継続適用を選択しているかに関する情報を含む。) について)

- (22)我々の法域及び地域では、銀行、保険会社、エネルギー及びインフラ関連企業を含む幅広い企業において IFRS 第 9 号が適用されている。
- (23)我々の法域において、銀行や企業の大多数は IFRS 第 9 号を適用しているものの、一部の銀行では IAS 第 39 号を継続適用している。
- (24)我々の法域及び地域において、ほとんどの銀行や企業は IAS 第 39 号を継続適用しており、IFRS 第 9 号のヘッジ会計モデルの適用は限定的である。
- (25)我々の法域の銀行は IAS 第 39 号を継続適用している。一方、ヘッジ会計を適用する非金融企業は IFRS 第 9 号を適用している。
- (26)我々の法域において、保険負債の評価にその他の包括利益 (OCI) を使用している保険会社は IFRS 第 9 号に移行した一方、その他の保険会社は IAS 第 39 号を継続適用している。

(IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の要求事項の一貫した適用について)

(27)我々の地域の関係者からは、IFRS 第 9 号の要求事項は全体として一貫して適用されているとのコメントが聞かれた。

(28)我々の法域では、セクターごとに IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の要求事項が一貫して適用されているものの、市場全体では一貫していない。

(29)我々の法域では、セクターによって要求事項の適用に様々な判断や違いがあり、多くのばらつきが生じている。当該ばらつきは、「発生する可能性が非常に高い」の閾値、バランス再調整とヘッジ会計の中止の判断及び原則ベースのモデルに起因する複雑性に関連する領域において生じている。

(30)一部の開示について、要求事項の適用や監督上の課題があると考えている。現時点で課題となる点を特定することは難しいものの、IASB のアウトリーチ（情報要請）を通じて正式にコメントしたいと考えている。

(IASB 又は IFRS-IC が対応する必要がある適用上の疑問があるかについて)

(31)我々の法域及び地域の関係者からは、信用リスクがヘッジ対象としての指定に適格ではないという論点⁹の見直しを提案する意見が聞かれた。

(32)我々の法域の関係者からは、数量が変動する条件付デリバティブの価格要素についてヘッジ会計の適用を認めることを提案する意見が聞かれた。

(33)我々の法域の関係者からは、連結財務諸表において連結会社間の債権債務の為替リスクをヘッジ対象として指定することを認める例外規定を拡張し、連結会社間の債権債務をヘッジ手段として指定することを認めることを提案する意見が聞かれた。

(34)過去に提起された論点であるが、純額ポジションに対するキャッシュ・フロー・ヘッジを為替リスク以外のリスクについても認めることが考えられる。

(35)為替リスク及び商品価格リスクの動的リスク管理（正味のオープン・リスク・ポジション）の会計処理に関する調査研究を行い、特にコモディティ業界における当該リスク管理に関する実務上の懸念に対処することを提案する。

(その他)

PIR の実施時期に関する事項

⁹ IFRS 第 9 号 BC6. 504 項において、「IASB は、信用リスクは独立に識別可能なリスク要素ではなく、それゆえリスク要素ベースでのヘッジ対象としての指定に適格ではないと考えた。」と述べられている。

(36)我々の法域の関係者からは、PIR をリスク軽減会計の議論と並行して進めること及び IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項とリスク軽減会計との相互作用を懸念する意見が聞かれている。

(37)我々の地域の多くの金融機関は、銀行業務にとって極めて重要な動的リスク管理（リスク軽減会計）のプロジェクトの結果とともに、移行について評価することを選好している。

その他

(38)今後のフィードバック（情報要請に対するコメント・レター）に関して、ASAF メンバーの法域の関係者からのコメントをまとめるに際し、コメント提出者の属性（例：銀行、保険会社、非金融会社、IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号のいずれを適用しているか）を明確にしていきたい。また、非金融会社からのコメントについては、金利、株式連動商品、コモディティといった項目ごとに分類いただきたい。（IASB 理事）

(39)我々の法域において、ヘッジ取引やヘッジ対象をより広範に認めることや、ヘッジの指定解除や再指定を要求するのではなくバランス再調整を行うことができるといった IFRS 第 9 号の特定の要素について、より広範なプロジェクトの一部として検討すべきとの意見が聞かれている。

X. IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー

議題の概要

29. IASB は、デュー・プロセスの一環で、2024 年 6 月より IFRS 第 16 号「リース」の PIR を開始し、2025 年 6 月 17 日に情報要請「IFRS 第 16 号『リース』の適用後レビュー」（以下「本情報要請」という。）を公表した。現在は本情報要請に寄せられたフィードバックを踏まえた審議を行っている。
30. 本セッションでは、本情報要請に関するフィードバックの要約及び 2026 年 3 月の IASB の暫定決定の内容について ASAF メンバーからのコメント及び質問を求めるとされている。
31. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
- (1) IASB が 2026 年 1 月及び 2 月の IASB ボード会議で議論した本情報要請に対するフィードバックの要約についてコメント又は質問はあるか。
 - (2) 2026 年 3 月の IASB ボード会議における IASB の暫定決定についてコメントはあるか。

ASAF 会議での議論の概要

32. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（フィードバックの要約についての意見）

セール・アンド・リースバック取引

- (1) セール・アンド・リースバック取引における資産の譲渡に係る損益は、資産に対する支配が移転した場合における IFRS 第 15 号の基本原則との整合性の観点及びコストと便益の観点から、全額が認識されるべきであると考ええる。少数意見であるとしても、これらの観点から IASB は再審議すべきである。（ASBJ）
- (2) リースバックがファイナンス・リースに該当する場合において、資産の譲渡が売却に該当するかどうかの問題が生じている。
- (3) 売手である借手が有する買戻しオプションが失効する場合の取扱いが明確ではなく実務に不統一が生じている。

リース関連キャッシュ・フロー

- (4) リース関連キャッシュ・フローに関して本情報要請に寄せられたフィードバックについては、キャッシュ・フロー計算書及び関連事項に関するプロジェクトと連携すべきであると考えている。
- (5) リース負債に関するすべてのキャッシュ・フローを財務区分に含めることは、取引の経済実態が忠実に表現されない場合があると考えている。
- (6) リース関連キャッシュ・フローのすべてを特定の 1 箇所に開示することにより、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供できると考える。

(2026 年 3 月の IASB ボード会議における暫定決定に対する意見)

暫定決定に対する全体的な意見

- (7) IASB の暫定決定に概ね賛成する。

借手による測定 of 要求事項の適用のための継続的コスト

- (8) 情報システムの変更をもたらす基準改正は避け、使用する割引率などのインプットに焦点を絞って検討すべきであると考えている。
- (9) 少額資産の閾値 5,000 米ドルの記載について、IASB は厳格な閾値ではないとしているが、実務では厳格な閾値として使用されている。このため、当該閾値の記載を削除又は原則的な記載に変更すべきであると考えている。
- (10) ((9)の発言に関して) 当該閾値は結論の根拠における記載であることは十分に理解されていると考えられるため、重要な課題とは捉えていない。
- (11) 我々の法域における会計基準では、非公開企業が使用する割引率として、原資産のクラスごとに無リスク金利を選択可能とする改正を行い、相当程度コストの低減につながったと考えている。

借手による判断の適用からもたらされる情報の有用性

- (12) リース期間の決定における「合理的に確実」という概念に係るガイダンスを設けるべきである。原則主義的なアプローチを採る限り、実務の不統一が生じることは不可避免であると考えられるが、ガイダンスを設けることにより、不統一を適切な範囲内に抑制できると考える。
- (13) 判断に係る要求事項を明確化するため、リース期間、割引率及びグループ内リース等

に関して、ガイダンスや設例を追加すべきであるとする。

- (14) 継続的コストへの対応としてリサーチ・プロジェクトをプロジェクト・パイプラインに追加するのであれば、設例の追加などについて検討を行わないことを現時点で決定することは時期尚早であるとする。

(プロジェクト・パイプラインへの追加後のスケジュール)

- (15) リサーチ・プロジェクトが長期にわたることが懸念される。緊急性が高いと考えられる事項もあるため、迅速な対応を行う又は対応に向けたスケジュールを示す必要があるとする。
- (16) ((15)の発言に関して) プロジェクト・パイプラインへの追加後、仮に優先的にリサーチ・プロジェクトへ着手したとしても、IASB ボード会議における審議や公開草案の公表等のプロセスを経る必要があるため、コストの低減を目的とした基準改正が即時に実現するわけではない点に留意が必要である。(IASB Barckow 議長)

XI. IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に従った純損益計算書における税金及び関連する金額の表示

議題の概要

33. IFRS-IC は、2025 年 11 月の IFRS-IC 会議において、IFRS 第 18 号の適用に関し、IAS 第 12 号「法人所得税」（以下「IAS 第 12 号」という。）の範囲に含まれる法人所得税ではない税金又はその他の費用の表示について検討を行った。検討の結果、IFRS-IC は、アジェンダ決定（案）「IAS 第 12 号「法人所得税」の範囲に含まれる法人所得税ではない税金又はその他の費用の表示（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」）」（以下「アジェンダ決定（案）」という。）を公表した。アジェンダ決定（案）では、IAS 第 12 号の範囲に含まれる法人所得税ではない税金又はその他の費用を IFRS 第 18 号で要求している純損益計算書の「法人所得税費用又は法人所得税収益」という科目に表示することも純損益計算書の法人所得税区分に表示することも認められないと結論づけられている。
34. 本セッションでは、アジェンダ決定（案）に関して、SOCPA がサウジアラビアにおけるザカート（喜捨）について説明を行った上で、IFRS 第 18 号におけるザカート費用の表示に関する見解を発表し、これらを踏まえて ASAF メンバーの意見が求められた。
35. SOCPA によるザカートについての説明は次のとおりである。
- (1) サウジアラビアでは、企業は政府により、包括的な税金代替制度であるザカートがサウジアラビア及び（又は）湾岸協力理事会加盟国の所有部分に対して課される。その金額は、利益を基礎に調整した金額と純資産を基礎に調整した金額をそれぞれ算定し、いずれか高い方の金額に一定の率を乗じて算定する。
 - (2) 利用者は、ザカートを法人所得税と同様に税負担の一部として捉え、業績評価に用いている。また、大手石油会社が出資する多くのジョイント・ベンチャーは、配当や業績の分析をザカート及び法人所得税控除前利益を基準に行っている。
 - (3) ザカートは、サウジアラビアが締結している租税条約で税金として扱われ、経済協力開発機構（OECD）が公表した第 2 の柱モデルルールにおいて、「対象租税」として扱われている。
36. SOCPA の見解は次のとおりである。
- (1) アジェンダ決定（案）に従いザカートを法人所得税区分以外（例えば営業区分）に表示した場合、営業利益や KPI、利益率が歪められ、企業間の比較可能性が低下する可

能性がある。また、所有構造の変動により、実態は同じでも表示上の業績が人為的に変動することで、過去の期間との比較可能性が低下する可能性がある。

- (2) SOCPA は、ザカートは IAS 第 12 号で定義される法人所得税に該当しないため IFRS 第 18 号における法人所得税区分に分類できないものの、実質的には包括的な税金代替制度であるとして、的を絞ったアウトリーチ及び IFRS 第 18 号を修正する狭い範囲の修正を提案している。具体的には、「法人所得税及びザカート控除前利益」の表示や、法人所得税区分内で法人所得税と区別したザカートの表示を認めることを提案している。

ASAF 会議での議論の概要

37. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) アウトリーチ活動そのものに反対しないが、アウトリーチを行うのであれば、個別制度の詳細の把握ではなく、適用可能な原則の抽出に重点を置くべきである。また、IAS 第 12 号の適用により認識される税金費用又は税金収益は、IFRS 第 18 号に基づき法人所得税区分に分類されるという整理を前提とすると、法人所得税の定義を変更したり、当該カテゴリーの範囲を拡張したりすることは困難である。一方で、「ザカート控除前利益」などの小計を MPM として表示することが、1 つの対応策となり得ると考える。(ASBJ)
- (2) IFRS-IC では、IFRS 第 18 号が結論を導くためのガイダンスを提供していると判断したため、アジェンダ決定を最終化した。サウジアラビアにおけるザカートが IAS 第 12 号の法人所得税に該当するかどうかについて見解や判断を下してはいない。この論点は基準の変更なしには解決できないため、最終的な判断は IASB が行うことになる。IFRS-IC では、投資家メンバーから、直感に反する結果が生じており、IASB が検討する価値があるとの指摘がされたため、追加的なリサーチを行う予定である。また、IFRS-IC では、IFRS-IC が各国固有の制度を個別に判断する立場に陥ることを避けるため、第 2 の柱モデルルールにおける「対象租税」のような国際的な定義を参照する考え方が示された。(IASB 理事)
- (3) ザカートが税金といえるのは、法的な支払義務がある場合に限り、と考えている。また、純資産を基礎に算定されたザカートは、必ずしも所得概念と直接結びつかないと考えている。
- (4) グローバルな比較可能性は、すべての国が同じ基準を同じように適用することによっ

て実現されるため、この問題は間接的に我々全員に影響を及ぼす。したがって、真実かつ公正な表示のための例外的な取扱いを含め、IFRS 会計基準の信頼性を損なう対応は避けるべきである。その観点から、ザカートを営業利益や営業活動区分に含めるという結論は適切ではない。ここで、第2の柱モデルルールを参照する考え方は好ましいと考える。IAS 第12号においてすでに第2の柱モデルルールを参照している前例があることから、新たな考え方を持ち込むものではないためである。さらに、このアプローチは将来的に各国が導入する新たな税制への対応にも耐え得る解決策であると考えている。

- (5) ザカートは IAS 第 12 号における法人所得税の定義には該当しないが、それゆえに、その定義を再検討すべきと考える。ザカートが法人所得税というより、純資産を基礎とする税金に近い性質を持つことを踏まえると、ザカートについて、損益計算書で独立した科目を設けるニーズは理解できる。例えば、一定の条件を満たす財産税又は法人所得税及び財産税が組み合わさった制度における税金について、営業活動、投資活動、財務活動の区分とは別に、独立した科目として表示することを認めるという整理が考えられ、表示に限れば比較的容易に対応が可能であると考えている。
- (6) ザカートを「イスラムにおける賦課金」と表現した点に関して、名称は賦課金であっても実質的には税金に極めて近いものもあり、特に政府が何に基づいて課すかによって認識の時点が決まるという考え方は、税金に近い賦課金の場合には必ずしも適合しないと考えている。
- (7) IASB で議論を行い何かを決定するのであれば、OECD の判断の背景を十分に理解することが不可欠である。そうすることで、対象になるものと対象外になるものを明確かつ説得力をもって区別することが可能となると考える。(IASB 理事)
- (8) 提示されている課題については理解する一方で、ザカートや類似する税金を対象とした基準設定は相当程度困難であると感じている。仮にザカートを念頭に置いた基準設定が行われた場合、他の法域に存在する類似するが同一ではない制度をどのように扱うかといった新たな問題が生じる。したがって、ザカートに関する基準設定を行う場合には広範なアウトリーチが必要となるが、すべての法域や制度を評価することを避けたいという IASB の考え方とは相反する。
- (9) 利用者がモデルを作る際、税引前当期純利益に一定の率を乗じることで法人所得税が算定されるという単純な構造をとっている。ここに異なる計算基礎を持つ税金を法人所得税の科目に混在させると、将来予測のためのモデルが複雑になることから、利用

者の負担を増やすため、懸念を感じている。(IASB 理事)

(10) 我々の法域でも、例えば税額控除を法人所得税に含めてよいのかという質問がなされることがある。法人所得税と言い切れない性質を持つ制度について、その項目を法人所得税に含めることに懸念を持つことがある。

(11) ザカートに関する情報が適切に提示されれば利用者にとって有用な将来予測の材料となり得る。既存の将来予測モデルに当てはまらないという理由だけではザカートを法人所得税に含めるべきではないことの十分な説明とは言えない。

(12) 企業間の比較可能性の観点では課題があることについて同意する。ただし、解決方法については明確な答えを持っていない。少なくとも、純資産ベースで課される税金を法人所得税に組み込むことは、有用な解決策とはいえず、その対応が適切かどうかについては確信が持てない。(IASB 理事)

(13) 仮に税引前当期純利益の下に、法人所得税とその他の第2の柱モデルルール「対象租税」という2つの科目が設けられた場合、その2つの科目を用いて分析を行うことが可能か投資家に尋ねたい。

(14) より良い営業利益指標を示すことと、税金表示における予測可能性を確保することはトレードオフの関係にあり、特に課税ベースが利益基準及び純資産基準で年度ごとに変わり得る点が問題を複雑にしている。現在、法人所得税については、税率の予測可能性や持続可能性を利用者が理解できるよう多くの開示が求められている。ザカートのような項目をどのように取り扱うかを検討するのであれば、開示の在り方についても検討が必要となる。本日の議論を通じて明らかになったのは、特定の法域に限らず、グローバルに企業を比較する投資家の視点を踏まえて議論する必要があるということである。(IASB 理事)

(15) たとえ直接的な影響を受けない法域であっても、間接的には影響を受ける可能性があるため、各国の基準設定主体はこの問題を認識しておくことが重要である。(IASB Barckow 議長)

XII. IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」

議題の概要

38. IFRS 財団は、2024 年 12 月 19 日に公開草案「IFRS 財団『デュー・プロセス・ハンドブック』の修正案」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表し、現在は IFRS 財団評議員会のデュー・プロセス監督委員会（以下「DPOC」という。）において、本公開草案の提案に対するフィードバックを踏まえた再審議を進めている。
39. 本セッションでは、3 月の DPOC 会議を受けた IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）の更新に関するプロジェクトのアップデートが説明され、ASAF メンバーに質問する機会が提供された。

ASAF 会議での議論の概要

40. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（全般的な意見）

- (1) 我々は、IFRS 会計基準と IFRS サステナビリティ開示基準は独立して適用できるという事実を受け入れて、本公開草案から変更されたことを歓迎する。なぜなら、我々は、IFRS サステナビリティ開示基準が GAAP にとらわれず、国内の会計基準やサステナビリティ基準と組み合わせることができることが可能であるという考えを支持しているからである。ただし、これは、IFRS 会計基準と IFRS サステナビリティ開示基準は常に一体であるべきであるとは言わない方がよいと考えたからであり、財務諸表とサステナビリティ開示のコネクティビティという概念を否定するものではない。(ASBJ)
- (2) 本公開草案からの更新案を支持する。ハンドブックに ISSB について正式に反映させ、PIR や解釈指針委員会の役割、IASB と ISSB の連携等の分野について明確化することは重要であると考える。
- (3) 現在の提案内容やフィードバックを受けての本公開草案からの更新案について、我々は、重要な否定的なフィードバックは受け取っていない。
- (4) 公開草案の提案の枠組みに収まらない提案は全面的に却下されたように見える。これは、広く協議を行っていないため変更することはできないという理由であると理解しているが、ハンドブックの変更を提案できるのが DPOC だけであるならば、ハンドブックの改善が停滞してしまうため、DPOC がより頻繁な変更を行えるような体制とな

らなければならないと考える。

- (5) ((4)の発言に関して) 今回の更新の主要な目的は、ハンドブックに ISSB について正式に反映するという目的で非常に的を絞った変更を行うことであり、あわせて特定の分野についても的を絞った修正を行ったが、我々はすべてのフィードバックを慎重に検討した。そのうえで、プロジェクトの範囲や目的、最終化の必要性及び提案内容のバランスに鑑みて、当初提案していなかった事項については変更を加えなかった。

(DPOC スタッフ)

- (6) 本公開草案に対するフィードバックとフィードバックを受けての修正案の間に相関関係が見られることについては、満足している。一方で、今回除外された項目もあるため、次の改訂作業をいつ再開するかが問題であると考ええる。

- (7) ((6)の発言に関して) DPOC は、IASB 及び ISSB の両審議会（以下「両審議会」という。）との定期的な対話を通じて常にデュー・プロセスを注視しており、そのさらなる拡充及び改善に向けたニーズを識別している。しかしながら、現段階ではハンドブックが次に更新される時期については特に定めていない。(DPOC スタッフ)

(PIR について)

- (8) PIR の改訂については不十分であると考えており、改善の余地があると考ええる。

(ASBJ)

- (9) PIR プロセスに関して、「異なる目標を掲げるべきである」との多数の指摘があったにもかかわらず、多数のコメントを無視し、本公開草案の提案を固持した点は残念である。

- (10) PIR の実施に 5 年掛かり、さらに変更を実際に反映させるのに数年を要することは、作成者にとってコストがかかり容認できる状況ではない。

- (11) ((9)及び(10)の発言に関して) PIR については賛否両論あったと考えている。その中でも、DPOC は、PIR についていくつか重要な拡充を行ったと考えている。すなわち、PIR と適用支援業務の違いを明確化したことである。IASB は、適用上の疑問について、PIR が行われるまで対応しないわけではないということは強調しておきたい。

(DPOC スタッフ)

- (12) ((11)の発言に関して) 適用上の疑問に対してどのように対処するかについて言及したことは重要であると考ええる。なぜなら、PIR が 4 年から 5 年、又はそれ以上の期間行われない場合には、適用上の疑問に対してすべきことが明らかとなるからである。

我々は、現在も IFRS 第 18 号に関連して IAS 第 28 号の修正作業を進めるなど、主要な新基準に対して対象範囲を限定した基準設定を進めており、PIR を行うまで対応してこなかったわけではないことは強調しておきたい。(IASB 理事)

(13) ((12)の発言に関して) 効果を評価するのに十分な情報が得られる開始日に関する原則について、その時期が基準の発効日よりも前になる可能性を示唆していると理解した。原則的には PIR は発効後でなければならないと考えているのか。

(14) ((13)の発言に関して) 本公開草案からの更新案は、PIR を 5 年後に開始するとしているのではなく、5 年以内に開始するというバックストップを追加することで明確な指針を示し、もしその期間内に開始できない場合には、DPOC による明確な監督の対象となり、両審議会は理由を説明しなければならないという趣旨である。(DPOC スタッフ)

(15) ((14)の発言に関して) PIR は極めて包括的な取組みであり、特定の適用上の論点のみを対象とするものではないことを念頭に置いておくことが重要である。また、我々は、コストと便益の両方を慎重に検討している。通常、コストについては早い段階で把握できるが、便益については実際に運用が始まるまで評価できず、是正する必要があるかどうかを確認するために少なくとも数年はかかると考えられる。(IASB Barckow 議長)

(16) 我々は、基準が公表される前に、シミュレーション・テストで問題点を識別した企業を見つけ出し、潜在的な実務上の課題を可能な限り早期に解決するように努めることが実行可能であるかどうかを検討することを提案する。そうすることで、頻繁な基準の改訂や課題が解決されないままの改訂を避けることができると考えられ、PIR の負担も軽減できる可能性があると考えている。

(その他の修正案について)

(17) 年次改善案の 90 日のコメント期間は非常に短いと考える。年次改善案の個別の項目は些細な問題かもしれないが、1 つのパッケージにまとめると、文書を翻訳し、提案内容を利害関係者に理解させ、90 日以内にコメントを提出することは非常に困難な作業となると考えられる。90 日というコメント期間はあくまでも最低限の期間であることを強調しておきたい。(ASBJ)

(18) ((17)の発言に関して) 年次改善案の 90 日のコメント期間は機械的に運用されるわけではなく、年次改善の全体的なパッケージ次第では 90 日を超える可能性はあると

いうことを付言しておきたい。(DPOC スタッフ)

(19) 解釈指針委員会について、「予想される不統一 (expected diversity)」の明確化や新しい基準が公表された際のアジェンダ決定の維持管理に関する適正手続の追加を評価している。

(20) サステナビリティ開示基準の解釈指針委員会については、本公開草案へのフィードバックから生じた論点であり、プロジェクトの範囲外であるため、今回の更新案には含まれていないと理解している。利害関係者からサステナビリティ開示基準の解釈指針委員会が必要であるという意見が寄せられているのであれば、より踏み込んだ形で解決策を検討すべきであると考えている。

(21) ((20)の発言に関して) サステナビリティ開示基準の解釈指針委員会については多くのコメントを受け取っており、DPOC は今後積極的に検討していくことになると考えている。(DPOC スタッフ)

XIII. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

41. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、2026 年 7 月 6 日及び 7 日に開催予定の次回 ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。

42. AP においては、2026 年 7 月 6 日及び 7 日に開催予定の ASAF 会議の議題として以下が提案されている。

- (1) 資本の特徴を有する金融商品
- (2) キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
- (3) 企業結合－開示、のれん及び減損
- (4) 無形資産
- (5) リスク軽減会計
- (6) 料金規制対象活動
- (7) 引当金－的を絞った改善[暫定的]

ASAF 会議での議論の概要

43. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 7 月の ASAF 会議の議題のうち、「引当金－的を絞った改善」を暫定的としているのは、議論の進展によって議題とするかどうかを決定するためであるが、今回 3 月の ASAF 会議の議題にもなっており、得られたフィードバックを消化するのに時間が必要である。また、AP で提案されている 7 項目に加えて、UKEB から金融機関のキャッシュ・フロー計算書について発表することが提案されている。(IASB スタッフ)
- (2) リスク軽減会計について、公開草案のコメント期間終了と近い 7 月の ASAF 会議の議題とする目的を確認したい。
- (3) ((2)の発言に関して) 相当数の ASAF メンバーからの要望に応じて議題に加えたものであり、その目的は、ASAF メンバーからの初期的フィードバックを収集すること、ASAF メンバーの関心のある共通のトピックをよりよく理解すること及びアウトリーチ活動を通じて得た新たなテーマやフィードバックを共有することである。(IASB ス

タッフ)

- (4) 新規のプロジェクトに関する決定がされる時期を確認したい。
- (5) ((4)の発言に関して) 利用可能な開発能力がある場合、進行中のプロジェクトに利用するか、新たなテーマとして識別されている4項目のいずれかを開始するか、又は対応しなければならない新たに特定された論点を開始することになるものの、現状、IASBには余剰の開発能力がないことを3月のIASBボード会議において確認した。
(IASB Barckow 議長)
- (6) 「資本の特徴を有する金融商品」のプロジェクトの進展について確認したい。
- (7) ((6)の発言に関して) 現在まで、法律又は規則の影響、分類変更及び株主の裁量について議論してきており、直近では、固定対固定の条件について公開草案の提案を明確化する大きな決定を行っている。今後数か月の間に、分類に関する残りの2つの主要なトピック(条件付決済条項と非支配持分のプット・オプション)を議論し、その後最終的な開示要求及び他の論点について議論する。テクニカルな決定は年末までに完了させ、来年に最終化したいと考えている。(IASB スタッフ)

以 上